

2021年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者C日程 試験問題

刑事法系（刑法，刑事訴訟法）

＜解答上の注意＞

1. 問題冊子は，表紙を含め3枚である。
2. 問題には，問題1と問題2がある。配点は，問題1が60点，問題2が40点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は，問題1用と問題2用の2枚が配布されている。各問題ごとに解答用紙1枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し，また試験科目欄に「刑事法系」と記入すること。なお，整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後，問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は，黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので，折り曲げや書込みをしないこと。なお，書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後，指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は，すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】 次の各設問に答えなさい。解答用紙の冒頭に「問題 1」と記入すること（解答順序は問わないが、設問番号を記入すること。また、2問とも解答すること。）。

〔設問 1〕（配点 30 点）

Xは、酩酊すれば心神喪失の状態では他人を殴打し傷害を加える習癖を有する者であるが、ある日、その習癖を利用してAを傷害する意思で多量に飲酒し、心神喪失の状態に陥り、その状態でAを殴打し、負傷させた。

Xの罪責を論じなさい（特別法違反の罪を除く）。

〔設問 2〕（配点 30 点）

Yは、現金自動預払機（ATM）利用客のカードの暗証番号等を盗撮する目的で、盗撮用の小型カメラを設置しようとして、ATMが設置されたB銀行支店出張所に、ATMの利用客を装って立ち入った。しかし、警備員の監視が厳しかったことから、小型カメラを設置することを諦め、ATMを利用して、Y名義の口座から現金を引き出して、同出張所から立ち去った。

Yの罪責を論じなさい（特別法違反の罪を除く）。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題2】 次の【事例】を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。解答は、【問題1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題2」と記入すること。

【事例】

警察官Kらは、L市の入札に関わる贈収賄等の事件を捜査していた。捜査の過程で、L市議会議員のAが事件に関与した疑いが強まったため、Kは、Aに出頭を求め、甲警察署において、事前に供述拒否権があることを告げた上で令和2年2月1日午後6時頃からAの取調べを開始した。Aは、当初関与を否定していたが、同日午後9時30分頃になって、入札事業者とL市入札担当職員との仲介役をしたことをほのめかす供述した。

Kらは、夜も遅くなったので、同日午後10時頃、Aに対する取調べを中断することとし、Aに「今日はこれで帰っていいが、明日の午前9時頃からまた事情を聴きたいので、来てもらいたい。」旨告げたところ、Aは「わかりました。ただ、自宅付近にはおそらくマスコミが待機しているから、この近くのホテルに宿泊して身を隠したい。どこかホテルを教えてほしい。」と述べた。そこで、Kは、Aに甲警察署から徒歩5分ほどの場所にある「ホテルα」を紹介した。Aは、自ら「ホテルα」に宿泊予約を取り、自費で宿泊費2万円を支払い、宿泊した。このとき、Kが「ホテルα」の玄関前までAに同行したところ、Aが、「一人で泊まりたいから帰ってくれ。」と抗議したため、Kはホテルの中には入らず、翌2日午前2時頃まで「ホテルα」の玄関前で待機した。なお、Aは、Kが待機していることを知らないまま、翌朝まで自室で過ごした。

同日、Aは、午前8時50分頃、「ホテルα」を出て、午前9時頃、一人で甲警察署に出頭した。Kは、改めて供述拒否権があることを告げた上で、昨夜に引き続き、すぐにAに対する事情聴取を開始したところ、午後5時頃、入札事業者にL市入札担当職員から聞き出した予定価格を教える代わりに金品を受け取っていた旨の供述をした。そこで、Kは、引き続きAの取調べを継続し、結局、午後9時頃まで取調べを行った。この間、Kは、Aに対し、昼食と夕食のための休憩を各1時間取らせた。また、取調中、Aが帰宅や取調べの中断を申し出たことは一切なかった。

〔設問〕

警察官Kが令和2年2月1日午後6時頃から翌2日午後9時頃にかけて行ったAに対する上記取調べの適法性について、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。

**《問題2 以上》
《刑事法系問題 以上》**

【出題意図】

刑法

【問題 1】

設問 1 は，原因において自由な行為が問題となる事案を素材として，刑法総論の体系的理解と事案処理能力を問うものである。

設問 2 は，建造物侵入罪の成否が問題となる事案を素材として，刑法各論の基本的理解を問うものである。

刑事訴訟法

本問は，身体拘束をされていない被疑者に対する宿泊を伴う取調べについて，判例の立場をも踏まえながら，その限界について論じ，事案を解決することができるかを問うものである。